

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	内閣・地方創生デジタル及び消費者問題分野における 主な政策課題
著者 / 所属	三瓶 朋秀 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	443号
刊行日	2022-2-18
頁	3-15
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220218.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

内閣・地方創生デジタル及び消費者問題分野における 主な政策課題

三瓶 朋秀

(内閣委員会調査室)

《要旨》

本稿では、当室で担当する委員会で行われる国会議論されることが想定される事項のうち、内閣委員会の所掌に関して「経済安全保障の推進」、「子ども家庭庁（仮称）の創設」及び「道路交通法の一部改正案のうち多様な交通主体の交通ルールの整備」について、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会の所掌に関して「マイナンバーカードの普及の状況及びマイナンバー制度の利活用促進」について、消費者問題に関する特別委員会の所掌に関して「消費者契約法の一部改正案」及び「消費者裁判手続特例法の一部改正案」について、それぞれ経緯等を概観し、主な課題を提示する等したい。

1. 経済安全保障の推進

(1) 内閣官房における検討及び提出予定法案の概要

アメリカと中国との貿易をめぐる対立の深刻化や新型コロナウイルスの感染拡大に伴うマスク等の一時的な入手困難等により、近時、各国が自国経済を保護する姿勢を強め、産業基盤強化の支援、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関する施策を積極的に実施していることが、我が国においても強く意識されるようになった。

令和3年10月に発足した岸田内閣では、新たに経済安全保障を担当する大臣が置かれ、衆議院議員総選挙後の同年11月に発足した第2次岸田内閣では、同大臣の下、内閣官房に経済安全保障推進会議（議長は内閣総理大臣）が新設された。同会議においては、経済安全保障の主要課題のうち、今後取組を強化する上で、法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野として、①サプライチェーン、②官民技術協力、③基幹インフラ、④特許非公開、の4分野が示されたほか、岸田内閣総理大臣から、有識者で構成される「経済安全保障法制に関する有識者会議」を設置するとの指示が行われた。

その後、同有識者会議の場で、経済安全保障の取組を強化・推進するために必要な法案の在り方について検討が行われ、令和4年2月1日の第4回有識者会議の場で、前述の4分野に関して、それぞれ「経済安全保障法制に関する提言」が示された。

これを基に、第208回国会（令和4年常会）には、内閣官房より「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（仮称）」が提出される予定となっている。

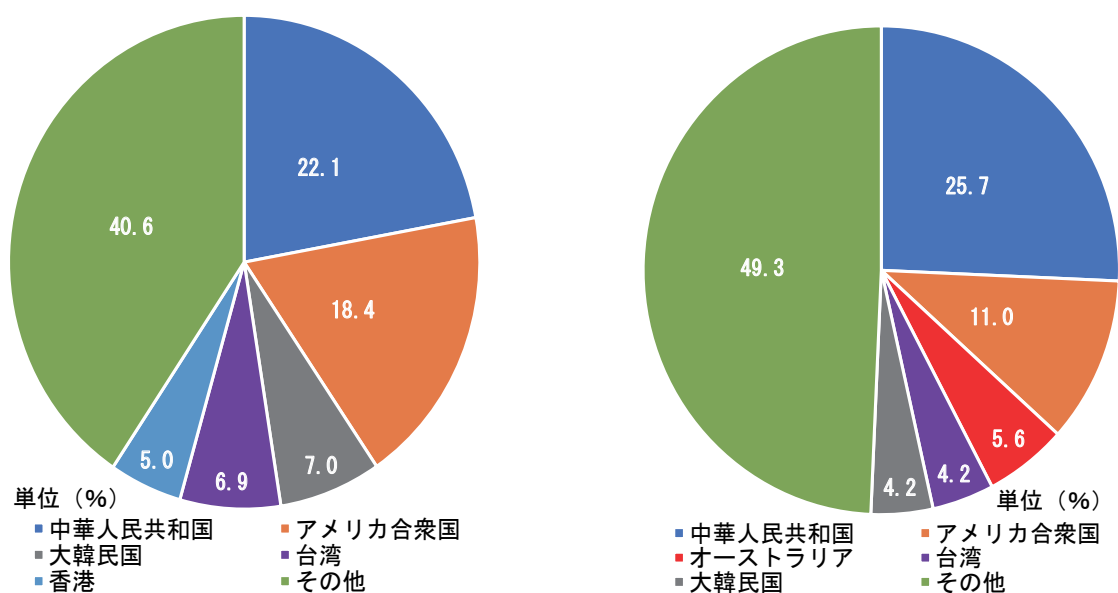
（2）主な課題

ア アメリカ及び中国との関係

国際社会における経済安全保障の取組が強化される背景の一つとして、アメリカと中国の対立の深刻化が挙げられている。我が国とアメリカとの関係では、両首脳が令和4年1月21日のテレビ会談で日米経済政策協議委員会（経済版「2プラス2」、日本から外務大臣及び経済産業大臣、アメリカから国務長官及び商務長官が参加）を創設することで一致し、今後、経済安全保障分野での協調を模索するとされている一方で、アメリカと緊張関係にある中国との関係をどう考えるかは非常に重要な課題である。

図表1は、金額ベースで令和2年の我が国の輸出入の相手国及び地域別の割合を示したグラフだが、中国は輸出入とも我が国の最大の貿易相手国となっている。また品目別にみても、新型コロナウイルス感染拡大を受け、テレワークに関連するモニター等の受像機器や不織布マスクなど、我が国の国民生活に密着した重要な品目について、中国からの輸入が増加している。このように、我が国と中国との貿易関係は深化しているが、仮に日中二国間関係が悪化するような事態になれば、サプライチェーンの途絶を招来しかねない。したがって、いざという場合の代替の取引国を確保することや国内への生産拠点の回帰などによりサプライチェーンの強靱化等の必要な措置を講じつつ、相互の経済的な発展に向けてどのように良好な関係を構築・維持するのも問われると言えよう。

図表1 輸出入相手国及び地域（上位5位）（令和2年）
（輸出） （輸入）



（出所）財務省「貿易統計」を基に筆者作成。

イ 経済活動の規制等

経済安全保障を推進するに当たっては、事業者が基幹インフラ（エネルギー、水道、情報通信、金融、運輸、郵便を想定）の整備等をするに際して事前の審査を必要とする場合が想定されるなど、自由な経済活動を規制する一面があるのも否定できない。過度な規制を設ければ、事業者を必要以上に委縮させ自由な経済活動を阻害して収益の減少をもたらすほか、株主等の利益と相反することもあり得よう。他方、事業者への支援内容によっては、国際社会から、WTO協定等の国際ルールとの整合性が取れていないと批判されかねない。経済安全保障を推進することにより国益の実現を図りつつ、事業者や投資家等の自由で活発な活動を確保した上で、関係者間の経済的な利害の調整をどのように図っていくか、という難しい課題に対する政府の対応が注目される。

ウ セキュリティー・クリアランスに係る規定の整備

経済安全保障に係る重要情報を取り扱う者の適格性を審査する「セキュリティー・クリアランス（適格性評価）」の制度の創設は、令和3年11月19日の第1回経済安全保障推進会議において、「法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野」には含まれなかったが、今後の重要な課題として挙げられよう。これは、経済安全保障に係る重要情報を取り扱う者の適格性を審査する制度であり、保護すべき情報を政府が指定するとともに、アクセスできる人の信用を評価し承認するといった制度である。なお、同制度は、機密情報を共有するフレームワークである「ファイブ・アイズ（アメリカ、英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド）」でも導入されており、この制度がないと各国との経済取引や国際的な共同研究でも支障が生じかねないと懸念されている。

参考になる制度としては、特定秘密に関する制度が挙げられよう。すなわち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい影響を与えるおそれがあるとされる特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の規定により、特定秘密を取り扱う行政機関の職員等に対して、特定有害活動及びテロリズムとの関係、犯罪及び懲戒、薬物の濫用、精神疾患、飲酒についての節度等の事項について適性評価が行われ、その一部については家族や同居人も調査対象とすることとされている。

セキュリティー・クリアランスについても、我が国の経済安全保障を推進する観点から必要であるとの評価がある一方で、基本的人権の擁護の観点から誰を対象にどこまで審査するか慎重に検討すべきとの意見もあり、両者の要請を満たすバランスの取れた規定の整備が求められるところ、これは今後の課題とされるのであろう。

2. こども家庭庁（仮称）の創設

（1）内閣官房における検討及び提出予定法案の概要

現在、子どもに関する諸問題については、所管省庁により個別の施策が実施されている。しかし、例えばいじめや少年非行の背景に、幼少期の児童虐待問題の存在が指摘されるなど、複雑な家庭環境や複合的な背景事情を有する場合への対応等のため、子どもに関する諸施策を統一的・体系的に実施するための在り方が問われてきた。

政府も、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」に

において、子どもに関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、子どもの権利を保障し、子どもの視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、困難を抱える子どもへの支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手するとした。

同年7月に内閣官房に設置された「こども政策の推進に係る作業部会」は、同年12月2日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）～こどもまんなか社会を目指すこども庁の創設～」を取りまとめ、その後、同月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(以下「基本方針」という。)が閣議決定された。

第208回国会（令和4年常会）には、内閣官房より「こども家庭庁設置法案（仮称）」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（仮称）」が提出される予定となっており、その内容はそれぞれ、前者でこども家庭庁（仮称。以下同じ。）を内閣府の外局として設置することとし、所掌事務及び組織に関する事項を定めるとともに、後者で児童福祉法等の関係法律について所要の規定の整備を行うこととされている。

（2）こども家庭庁の概要

基本方針では、こども家庭庁を内閣総理大臣の直属の機関としつつ、内閣府特命担当大臣を必置とし、内閣府の外局として令和5年度のできる限り早い時期に創設することとしている。また、内部部局として、図表2のとおり3部門を置くとしている。

図表2 こども家庭庁の内部部局及び主たる事務

部門	主たる事務
企画立案 ・総合調整部門	こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
	必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
	データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
成育部門	妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
	就学前の全てのこどもの育ちの保障
	相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
	こどもの安全
支援部門	様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
	社会的養護の充実及び自立支援
	こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
	障害児支援

(出所)「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)を基に筆者作成。

（3）主な論点

本稿では、こども家庭庁の創設に係る論点のうち、以下の2点を指摘したい。

ア 組織の規模

基本方針では、こども家庭庁の創設に際して、内閣府の子ども・子育て本部、厚生労働省の子ども家庭局等を廃止する一方、「組織規模については、法律・事務の移管に伴い必要となる職員として、関係する行政機関で採用した職員を転任させるとともに、新規の政策課題への対応や司令塔機能や政策立案機能の強化に必要な人員を置くために、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。」とされている。

しかし基本方針では、こども家庭庁に移管等される法律や業務が羅列されているものの、業務の重複部分を排して集約・統合できる施策はないか、業務の整理を通じてどの程度の経費や人員が合理化されるか等簡素で効率的な行政組織の実現を目指す観点が見えないように思える。我が国の少子化の現状、子どもを取り巻く深刻な状況を踏まえれば、必要十分な組織規模での発足が期待されるが、今後こうした観点からの検証も併せて注視されよう。

イ 幼保一元化の見送り

2点目は、いわゆる幼保一元化の評価が見送られたと思える点である。基本方針では、こども家庭庁は、「就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務」を所掌し、幼稚園に通う子どもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む就学前の全てのこどもの育ちの保障を担い、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」（仮称）を策定し、幼稚園、保育所、認定こども園（以下「3施設」という。）、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導するとされている。また、厚生労働省が所管する保育所及び内閣府が所管する認定こども園に係る所掌事務はこども家庭庁に移管されるが、幼稚園に係る所掌事務は引き続き文部科学省が所管することから、3施設の教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保するため、文部科学省、こども家庭庁がそれぞれ定める教育内容、保育内容の基準の策定に当たり相互に協議を受ける仕組み等を設けるとされている。

以上からすれば、こども家庭庁の創設後も3施設の組織形態は現状をそのまま維持しつつ、実質的に、施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう目指すものとなっている。令和4年1月25日の衆議院予算委員会において野田国務大臣は、幼稚園、保育園、認定こども園があるなか、全ての子どもが幼児教育を受ける状況ではなく、小学校1年生に入るときに、アルファベットまでできている子と足し算もできない子のような格差が存する現状がある、こども家庭庁は、教育を担う文部科学省と連携しながら教育の統一、平準化をし、また幼稚園で保育が足りていないとするならば、保育を所管する厚生労働省と連携し、さらに子どもの育ちを親にばかり押し付けるのではなく社会全体で支えていくためのセンターに立ってバランスを取っていく、つまり、こども家庭庁は、子どもがどこに生まれようと、どこで育っていようと、格差を作らないようにしていくような取組を支援していく存在である旨答弁している。

しかし、施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるならば、そもそも三つの施設類型をそのまま併存させておく必要性はあるのか。基本方針では、施設類型そのものに関しては一切触れていないが、「就学前の教育・保育についての新たな制度の施行の状況を勘案し、一定期間経過後に検討を加え、必要があると認めるときは、

その結果に基づいて所要の措置を講ずる」との記載もなされており、政府としても何らかの問題意識を有していることがうかがわれる。

こども家庭庁の創設を機に、子ども及び子育て当事者の視点に立った総合的なこども政策の推進の観点から、いわゆる幼保一元化について、そのメリット、デメリット等に遡っての議論がなされてしかるべきではないかと考える。

3. 道路交通法の一部改正案のうち多様な交通主体の交通ルールの整備

(1) 経済産業省における検討

経済産業省は、令和元年8月から「多様なモビリティ普及推進会議」を開催し、近年開発が進む電動キックボード等の多様なモビリティの普及・促進について検討を行った。

同年12月のとりまとめでは、多様なモビリティの普及は、移動の利便性が高まることによって、積極的な外出機運をもたらすポテンシャルを秘めており、これにより地域との交流が促進されるなど、人生100年時代における健康で豊かな生活、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上にも資するものと考えられるとともに、渋滞等の社会課題解決や新ビジネスの創出、地域の活性化といった観点からも期待される分野であるとされている。

(2) 警察庁における検討及び提出予定法案の概要

我が国の既存の交通ルールの下では、これらモビリティの位置付けが明確ではなく、対応が求められていたところ、警察庁は令和2年7月から「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」を開催し、主に図表3に掲げるモビリティに係る安全性や利便性について検討を行った。令和3年4月にまとめられた中間報告書では、利便性の向上の反面、交通ルールが弱者優先の原則の下に、多様な交通主体の全てにとっての道路における安全性と快適性の調和の上に確立されるものでなければならぬとされた。

その後、同年12月に報告書が取りまとめられ、これを受けて、第208回国会（令和4年常会）には、警察庁より「道路交通法の一部を改正する法律案」が提出される予定となっている。

図表3 検討の対象とされた主なモビリティ

電動キックボード	搭乗型移動支援ロボット	電動車椅子	自動配送ロボット	超小型モビリティ ・ミニカー
				

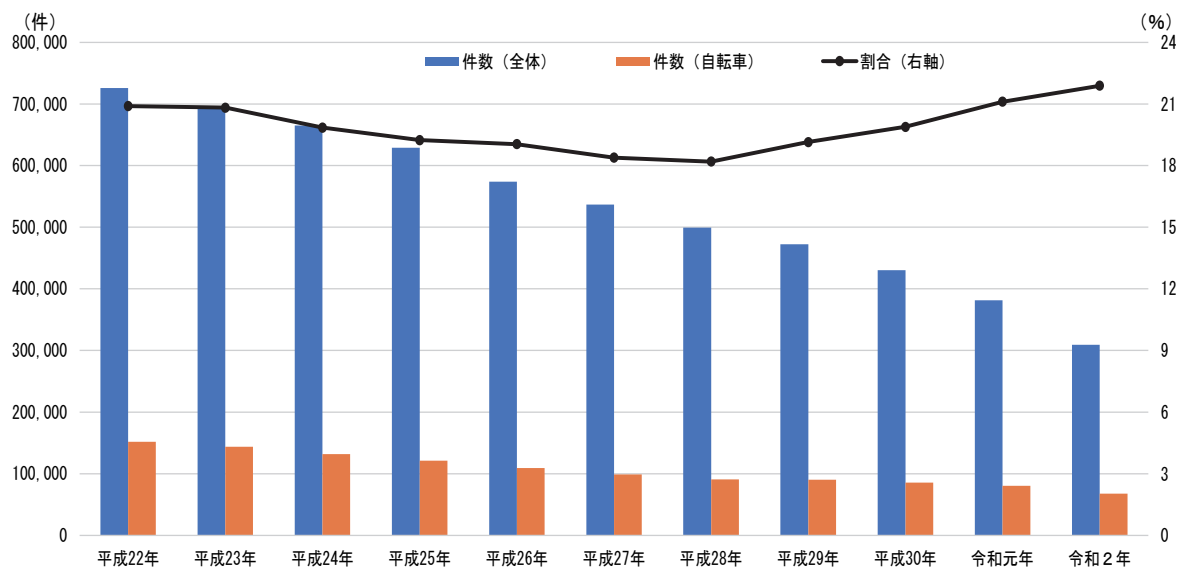
(出所) 警察庁「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会中間報告書概要(調査内容)」(令和3年4月15日)を基に筆者作成。

(3) 主な論点

新たなモビリティに関する長期的な統計は整備されていないが、例えば電動キックボードに関して、令和4年1月15日及び22日の日本経済新聞では、警視庁によると、集計を始めた令和2年6月から12月までの東京都内の事故件数は3件だったが、令和3年は68件に急増した旨報道されている。

図表4は、長期的な統計が整備されている乗り物のうち、無免許で運転でき、最も生活に密着した代表的な乗り物である自転車を例にとって、その事故の件数及び交通事故全体の件数に占める割合の推移をグラフにしたものである。これによると、全体の交通事故件数は減少しているが、自転車の事故件数は全体の交通事故件数ほどには減少しておらず、その占める割合は上昇傾向にあることが分かる。

図表4 自転車事故の件数及び割合の推移



(出所) 警察庁「交通事故の発生状況」を基に筆者作成。

このたび新たな交通ルールが整備される対象となるモビリティは、国民生活に密着し歩行者と道路交通上極めて近い乗り物である自転車と同様の空間を走行することとなる可能性がある。しかし、これらのモビリティは、多くの国民にとっては見慣れておらず、まだ日常生活に浸透しきっていないものが多い。したがって仮に法改正が行われたとしても、多くの国民が直ちに、これらの車両がどの程度の性能を有し、どのような交通ルールに従うのか、認識することは困難ではないかと思われる。

こうした新たなモビリティの普及に伴い道路交通の状況はますます複雑化する一方で、我が国では今後も高齢化が進展していくとともに、障害者等の積極的な社会参画が望まれるなど、多様な主体が道路を利用して移動するようになることが想定される。歩行者としての子どもや妊婦なども含めた多様な主体にとって、新たなモビリティと安全かつ快適に共存できる交通ルールが整備されるかが重要な論点の一つと言えよう。

4. マイナンバーカードの普及の状況及びマイナンバー制度の利活用促進

(1) マイナンバーカードの普及策と交付枚数の実績・想定

マイナンバーカードの普及及びマイナンバー制度の利活用促進は、デジタル社会の形成推進に際して、言わば共通基盤の整備とも言うべき重要な位置付けを占めている。

そのうち、マイナンバーカードの普及に向けては、政府は、①令和4年度（2022年度）末までにおおむね全ての医療機関等で健康保険証としての利用ができることを目指し、医療機関等での環境整備を推進する、②運転免許証について、令和6年度（2024年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する等の方針を掲げている。

このうち、①の健康保険証としての利用の本格運用に当たっては、当初令和3年3月からの開始予定であったところ、世界的な半導体不足によるパソコン調達の遅れ等により、導入準備に遅れが生じ、同年10月から実施された。これに関して、医療機関等における顔認証付きカードリーダー申込みは、令和4年1月30日時点で全体の56.7%にすぎず、「令和3年3月時点で医療機関等の6割程度での導入を目指す。」とする目標にもいまだに達していない。このため、同月27日の厚生労働省社会保障審議会医療保険部会においては、オンライン資格確認の導入加速化に向けた集中的な取組を実施することとされた。

また政府はこれまで、経済的なインセンティブを付与することによるマイナンバーカードの普及策も講じてきた。まず、マイナンバーカードを活用した消費活性化のためのマイナポイント付与等のため、総務省所管では令和元年度補正予算に約20億円、令和2年度当初予算に約2,500億円、同年度第3次補正予算及び令和3年度当初予算にそれぞれ250億円が計上された。続いて、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）では、マイナポイント第2弾として、①マイナンバーカードを新規取得した者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座¹の登録を行った者に7,500円相当のポイント、を付与することとし、総務省所管では令和3年度補正予算に約1兆8,000億円が計上された。

政府は令和元年9月の時点で、マイナンバーカードの交付枚数について、令和2年7月末に3,000万～4,000万枚、健康保険証としての本格利用が想定されていた令和3年3月末に6,000万～7,000万枚、令和4年3月末に9,000万～10,000万枚を想定していたが、令和4年1月1日時点での実績は、約5,187万枚と令和3年3月末の想定にも達していない。

(2) マイナンバーカードの取得・未取得の理由

図表5は、マイナンバーカードの取得状況等について、株式会社NTTデータ経営研究所が令和3年8月に公表した「デジタル庁創設を契機とした『利用者視点』のマイナンバーカード活用に向けた意識調査」の結果をまとめたものである。

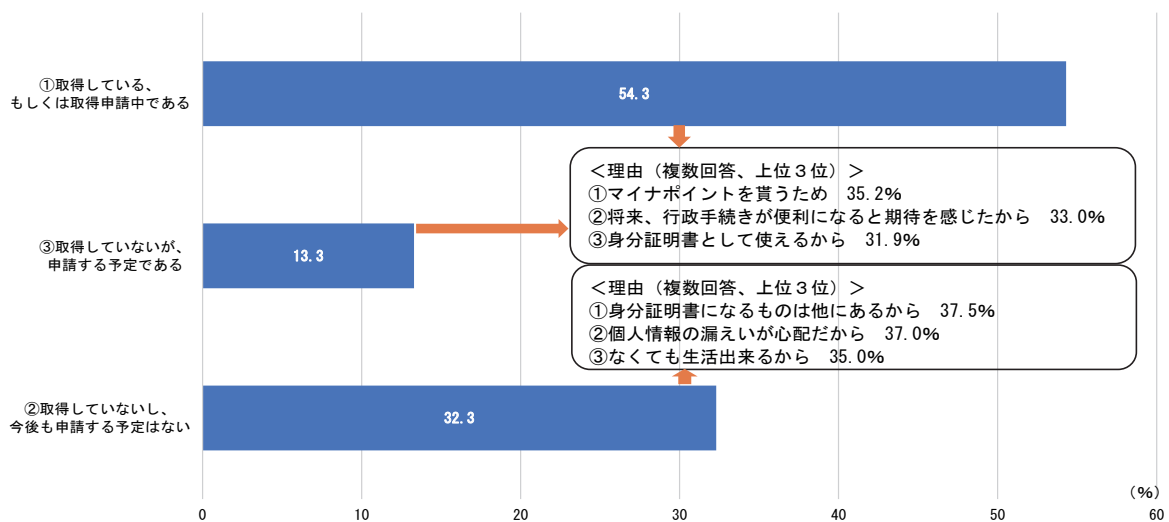
これによると、マイナンバーカード取得状況は、①「取得している、もしくは取得申請

¹ マイナンバーとともに国に登録しておき、給付金等の支給を受ける際に利用を申し出ることができる口座。これにより、給付金等の申請手続等において、口座情報の記載や、通帳の写し等の添付等が不要になる。デジタル庁ホームページ<https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_faq_01>を参照（令4.2.3最終アクセス）。

中である」が54.3%と最も多く、次いで②「取得していないし、今後も申請する予定はない」が32.3%、③「取得していないが、申請する予定である」が13.3%、の順となった。これに関して、①及び③の最大の理由は、「マイナポイントを貰うため」で35.2%となっており、マイナポイントを付与するという政府の経済的なインセンティブが、マイナンバーカードの普及に一定の効果を挙げていると言えよう。

他方、②「取得していないし、今後も申請する予定はない」の理由の上位3位は、「身分証明書になるものは他にあるから」が37.5%、「個人情報の漏えいが心配だから」が37.0%、「なくても生活出来るから」が35.0%、となっており、国民がマイナンバーカードの利便性や必要性を感じていないことや、個人情報の漏えい等の不安や心配を払しょくできていないことがうかがわれる結果となっている。

図表5 マイナンバーカードの取得状況及びその理由



(出所) 株式会社NTTデータ経営研究所「デジタル庁創設を契機とした『利用者視点』のマイナンバーカード活用に向けた意識調査」(令和3年8月24日)を基に筆者作成。

(3) マイナンバー制度の利活用促進に向けた政府の取組の行方

現在、マイナンバーの利用範囲は社会保障・税・災害の3分野に限定されているが、政府は当該3分野以外でのマイナンバーの利用の拡大を目指している。具体的には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)で、「マイナンバーを利用した情報連携」として「社会保障・税・災害の3分野以外の分野におけるマイナンバーを利用した情報連携や、行政事務全般(治安、外交等を除く。)における機関別符号のみを利用した情報連携について、令和3年度(2021年度)に検討し、国民の理解が得られたものについて、令和4年(2022年)の通常国会に法律案を提出する。」としていた。

しかし、その後、12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)では、「マイナンバー制度における情報連携の拡大」として、「マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではな

く、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、『国民にとって利便性を感じてもらうこと』を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。」とし、「デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。」「その上で、国民の理解が得られたものについて、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度の施行を目指す。」と仕切り直しとなっている。

こうした目標年度の遅れから、国民の理解を十分に得ながらマイナンバー制度の利活用の推進に向けた取組を円滑に進めていくことの困難さがうかがわれるところであり、政府は、マイナンバーを活用した情報連携や、公金受取口座登録制度を活用したプッシュ型支援の実績を積んでいくことを通じて、国民の理解を得ていくことが求められよう。

5. 消費者契約法の一部改正案

（1）消費者庁における検討

消費者庁は、第196回国会（平成30年常会）の消費者契約法の一部を改正する法律案に対して、同年5月23日の衆議院消費者問題に関する特別委員会及び同年6月6日の参議院消費者問題に関する特別委員会で議決された附帯決議²等を踏まえ、平成31年2月から「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を開催し、消費者契約法の改正に向けた検討を行った。同研究会が令和元年9月に報告書を取りまとめた後、消費者庁は同年12月に各界の研究者からなる「消費者契約に関する検討会」を設置して検討を行い、令和3年9月に報告書を取りまとめた。

（2）健全な消費者取引の実現に向けた今後の取組

我が国では、昭和22年から24年までに生まれた、いわゆる団塊の世代が令和4年から順次75歳を迎え後期高齢者になるなど急速に高齢化が進むほか、障害者等の積極的な社会参画、成年年齢引下げによる若年成人の出現等の社会経済状況の変化を踏まえると、絶えず健全な消費者取引が実現される環境が整備されることが求められていると言えよう。前述の「消費者契約に関する検討会」の報告書においても、デジタル化の進展など社会経済情勢が変化するなか、「すべての消費者が事業者との健全な取引を通じて安心して生活していくためのセーフティネットを整備するという視点が欠かせない。」と記載されている。

これに関して図表6は、75歳以上の者及び障害者等について、それぞれ消費相談件数及

² 参議院ホームページ<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/pdf/k0801960311960.pdf>>を参照（令4.2.3最終アクセス）。

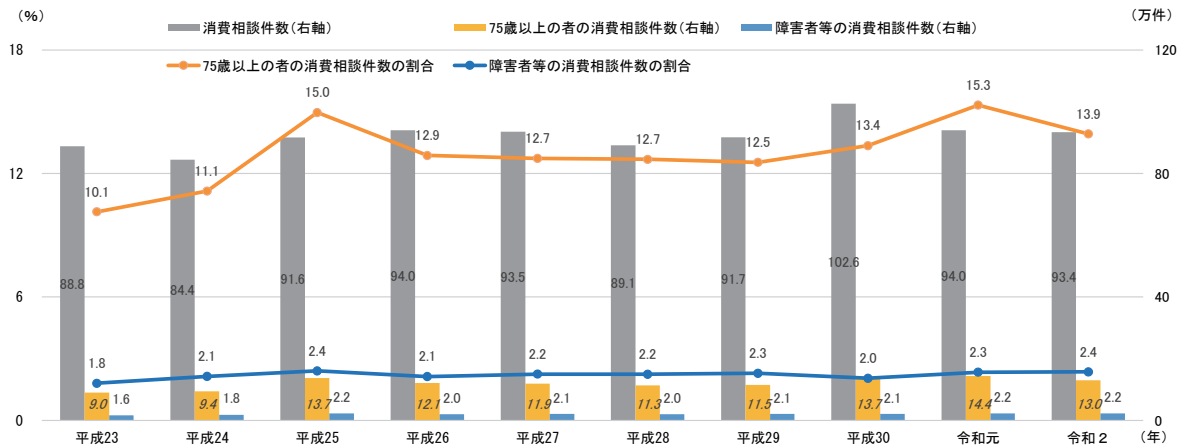
び全体の消費相談件数に占める割合の推移をグラフにしたものである。

消費者契約法が直近で平成30年に一部改正され、令和元年から施行された後、令和2年にかけて、全体の消費相談件数及び75歳以上の者の消費相談件数は微減となり、障害者等の消費相談件数は、ほぼ横ばいのままとなっている。その結果、それぞれの消費相談件数が全体の消費相談件数に占める割合は、改正前の平成30年と比較すると、令和2年の方が若干高い水準にあるように見られる。施行期間が短く断定はできないものの、法律の一部改正がこれらの者に係る消費者取引に効果的であったかどうかは、現時点で判然としない。

前述の平成30年の一部改正の際の参議院の附帯決議では、いわゆる「つけ込み型不当勧誘取消権」を「高齢者、若年成人、障害者等の知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権」とした上で、その創設の検討を求めた。

第208回国会（令和4年常会）に提出が予定されている消費者契約法の一部改正案には、これに対応する内容が盛り込まれる見込みである。今後、法律の一部改正の効果が、上記附帯決議で掲げた者に係る消費者取引にまで、明確に及ぶこととなるかが注視されよう。

図表6 75歳以上の者及び障害者等の消費相談件数及び割合の推移



(出所) 消費者庁「令和3年版消費者白書」を基に筆者作成。

6. 消費者裁判手続特例法の一部改正案

(1) 検討までの経緯

いわゆる悪質商法などによる消費者被害は、少額同種の被害が多発するという特性があるため、個々の消費者は、解決に向け、個々の被害額と紛争解決に要する費用や労力等を勘案すると、自ら訴訟を提起し被害の回復を図ることを断念しがちである。

そこで、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度として、「共通義務確認訴訟」及び「個別の消費者の債権確定手続」の二段階からなる消費者団体訴訟制度を規定する「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(平成25年法律第96号。以下

「消費者裁判手続特例法」という。)が、平成28年10月1日から施行された。

同法附則第5条では、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨規定されている。

(2) 消費者庁における検討

消費者庁は、この検討規定に基づき、令和3年3月から「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を設置し、消費者裁判手続特例法の運用状況を踏まえつつ、特定適格消費者団体の社会的意義・果たすべき役割等の観点から検討を行い、同年10月に報告書を取りまとめた。同報告書では、消費者団体訴訟制度の活用範囲がまだまだ広がりやを欠いており、また、制度運用により把握された課題への対応が必要であることから、対象となる事案の範囲の見直し、共通義務確認訴訟における和解の柔軟化、対象消費者への情報提供の実効性確保、特定適格消費者団体の活動を支える環境整備などにつき、考えられる対応が示されている。

(3) 特定適格消費者団体の財務基盤の脆弱性

現在、全国の特定適格消費者団体はいまだ4団体にすぎず、また、特定適格消費者団体による共通義務確認訴訟は、累計で5事業者4件にとどまっており、これまで消費者団体訴訟制度が十分に活用されてきたとは言い難い状況と言えよう。

その大きな理由の一つとして、令和3年4月22日の第2回消費者裁判手続特例法等に関する検討会では、特定適格消費者団体の財務基盤の脆弱性が挙げられている。具体的には、「国・県の委託事業はあるが、入札で安定的ではない。自前の事業収益が大きくはない。」「訴訟として勝訴すれば、事後的に報酬が得られるが、常に訴訟案件があるわけではなく収益の柱ではない。団体の申入れで事業者の自主返金につながることもあっても、消費者からの寄付はなかなか集まらない。」「企業や業界団体との接点や活動への共感に限りもあり、資金援助につながらない。」「大型の訴訟になった場合に対応できる事務局人員や運転資金に懸念がある。団体業務のデジタル化や新しい事業を実施する事務局人員や資金に懸念がある。」等とされている。

こうした状況に対しては、5.(1)でも述べた衆参の附帯決議において、集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、特定適格消費者団体に対する財政支援の充実が求められているところ、上記(2)で示した報告書では特定適格消費者団体に対する財政・税制面での支援については述べられておらず、令和4年度でも国から直接団体の活動を支援する予算・税制上の措置は講じられない見込みである。

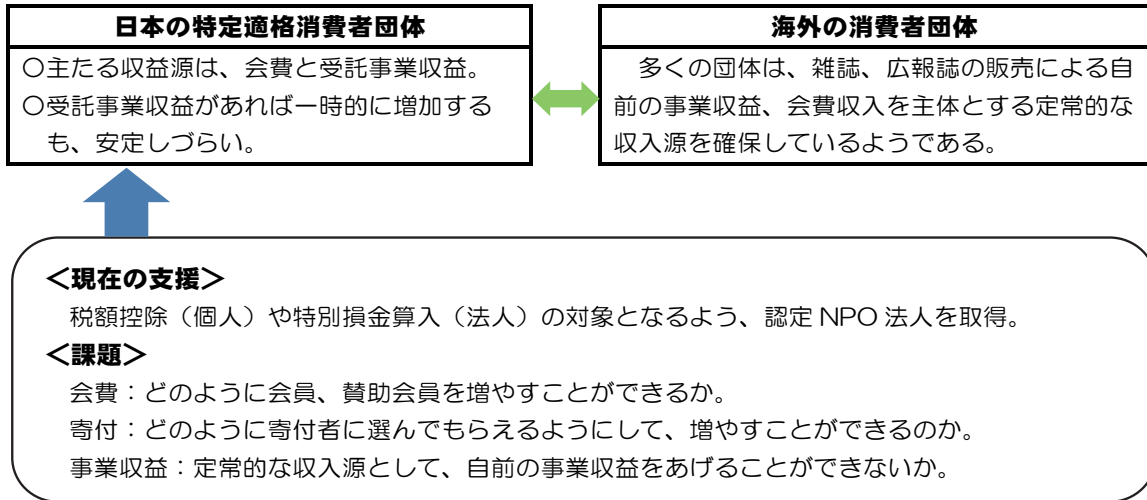
図表7は、海外の消費者団体との比較も含め、我が国の特定適格消費者団体のうち「消費者機構日本」、「消費者支援機構関西」及び「埼玉消費者被害をなくす会」の3団体の財務基盤について、上記検討会の配付資料に沿って現状と課題をまとめたものである。

第208回国会(令和4年常会)に提出が予定されている消費者裁判手続特例法の一部改正案には、被害回復裁判手続の対象となる損害の範囲の拡大や消費者への情報提供方法の充

実に加え、特定適格消費者団体を支援する法人を認定する制度の導入等により、特定適格消費者団体が活動しやすくなる環境整備を行うこと等が規定される見込みである。

今後の消費者団体訴訟制度の拡充強化に向けて、上記附帯決議でも求められている財政支援の充実のほか、人的な支援、国民に対する普及啓発など、更なる支援策が求められており、今後政府がどのような措置を講ずるかが重要な論点となろう。

図表 7 日本の特定適格消費者団体と海外の消費者団体の財務基盤の比較



（出所）消費者庁「第 2 回消費者裁判手続特例法等に関する検討会」（令和 3 年 4 月 22 日）を基に筆者作成。

7. 終わりに

岸田内閣が発足以降に打ち出した政策の中には、個別の施策が先行するものの、いまだに全体像がはっきりしないものがある。例えば、1. で述べた経済安全保障については、国内における先端的な半導体の生産拠点を確保するため、令和 3 年度補正予算に 6,170 億円が計上されるとともに、必要な法整備が行われた。しかし、セキュリティー・クリアランスを始め、今後の課題も含めた全体像はいまだに明確にされていない。

「デジタル田園都市国家構想」についても、令和 3 年 12 月 28 日の第 2 回デジタル田園都市国家構想実現会議において関係施策が多数取りまとめられるなか、マイナンバーカードの普及促進も掲げられたが、上記 4. で指摘した目標からの遅れをいつまでにどのような手法で挽回するのか等の詳細までは触れられていない。また、ボトムアップによる施策の決定過程が目指されているが、地方からのアプローチの方策についても不明確である。

我が国の予算規模は拡大の一途をたどっているが、政策の全体像や新たな方向性が明確とならないうちに、なし崩し的に個別の施策が決定され予算が執行されるのではなく、政策の全体像を明確にし、将来に向けた長期的な見通しを示した上で、ワイズスペンディングの観点から予算が効率的に執行されることも求められる。こうした財政面での対応も含め、本稿で示した各施策について、今後どのような取組が進められるのかが注目されよう。

（さんぺい ともひで）